

函館市特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、函館市立小学校、中学校および義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和46年函館市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第4条に基づき、函館市立小学校および函館市立中学校の特認校の制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特認校」とは、自然、歴史、文化その他の恵まれた環境を生かして、児童生徒の心身の健やかな成長を目指し、豊かな人間性をはぐくむための教育活動を展開する小規模な小学校および中学校であって、当該小学校および中学校に就学した児童生徒がその通学区域の区域外（以下「通学区域外」という。）から通学することを一定の条件のもとに認めるものをいう。

2 この要綱において「通学区域」とは、規則に規定する通学区域をいう。

3 この要綱において「特認入学」とは、児童生徒が特認校に通学区域外から通学するため入学（転入学を含む。以下同じ。）をすることをいう。

(特認校)

第3条 函館市立小学校および函館市立中学校の特認校は、それぞれ函館市立銭亀沢小学校および函館市立銭亀沢中学校とする。

(対象児童生徒)

第4条 特認入学の対象となる児童生徒は、市内に在住する者であって市内小学校または義務教育学校前期課程就学予定児童および市内小学校、中学校または義務教育学校在学児童生徒とする。

(入学要件)

第5条 特認入学に際しての児童生徒およびその保護者の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 遠距離の通学が可能であること。

(2) 通学方法は、公共交通機関を利用することを基本とし、その費用については、児童生徒の保護者の負担とすること。

(3) 児童生徒の保護者は、当該特認校の教育およびPTA活動等について十分理解し、積極的に協力すること。

(入学時期)

第6条 特認入学の時期は、4月1日を基本とする。

(期間)

第7条 特認入学の期間は、原則として、特認入学時から卒業までとし、夏期間、冬期間その他の短期間の時期に限定した転入学は、認めない

こととする。

(入学手続)

第8条 特認入学の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特認入学をしようとする場合は、現在通学している学校の校長（以下「在籍校長」という。）を通じて函館市教育委員会（以下「委員会」という。）に、就学学校指定変更申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

なお、就学予定児童については、直接、委員会に申請書を提出するものとする。

(2) 在籍校長は、前号の申請書と当該児童生徒に係る意見書を委員会に提出するものとする。

(3) 特認校の校長は、児童生徒およびその保護者との面接を実施し、その結果について委員会に面談結果書を提出するものとする。

(4) 委員会は、申請書、意見書および面談結果書に基づき、児童生徒およびその保護者と面談を行い、特認入学の児童生徒を決定するものとする。

(募集人数)

第9条 特認入学の募集人数は、当該特認校の実態に応じて決定する。

また、募集人数を越える場合は、抽選により決定することを基本とする。

(中学校または義務教育学校後期課程への入学)

第10条 特認入学をした児童が、当該特認校を卒業し、中学校または義務教育学校後期課程へ入学するときは、当該児童の通学区域の中学校および義務教育学校後期課程、または特認校である市立中学校のいずれも選択できるものとする。

(入学の取消)

第11条 委員会は、特認入学の許可後において、申請の事実と相違、その他特認入学の趣旨にそぐわない事由が生じたため、特認校の学校運営に支障があると認められるときは、当該特認入学を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。